

鴻巣市「週休2日制モデル工事」に関するQ&A集

(令和7年4月1日版・Ver.070401-00)

(1)「鴻巣市週休2日制モデル工事」(以下「モデル工事」という。)について

Q(1)－1. なぜ建設業において、週休2日制を導入しなければならないのですか？

A(1)－1:

建設業は、地域の社会基盤の整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、良質なインフラの整備を通じて、市民生活全般に貢献する重要な役割を担っております。一方で他の産業と比較して労働時間が約2割ほど長く、技術者の約4割が4週4休以下で就業しているなど、休日が少ないことが課題となっています。

また3K(「キツイ」・「汚い」・「危険」)といったマイナスイメージが完全に払拭されず、若年就業者が減少している中で、近い将来、就業者の高齢化に伴う大量離職が見込まれており、中・長期的な担い手の確保や次世代への技術継承等が危ぶまれている状況です。

さらに昨今、建設業は、今後想定される大規模災害の応急対応や老朽化したインフラのメンテナンスをはじめ、最前線で地域社会の安心・安全の確保を担う守り手として、重要な産業であると再認識されています。

このことから、建設業をより魅力ある産業とするため、労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、働きやすい職場環境の整備が必要とされており、将来にわたって安心・安全を担う社会基盤の守り手が持続可能な産業として存続し続けるために、改正労働基準法が施行されたことに伴い、働き方改革の一環として週休2日制の取組みを推進するものです。

Q(1)－2. 対象工事を受注し、週休2日を実施しなかった場合、あるいは達成できなかった場合にペナルティはありますか？

A(1)－2:

「現場閉所型」、「交代制」の双方とも、週休2日を実施しなかった場合において、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。ただし、「通期での4週8休」や「4週8休に満たない場合」は請負代金のうち当該補正差分を減額して契約変更を行うことになります。

Q(1)－3. 週休2日制工事はどのような工事を対象としますか？また適用除外となることがある
工事とは、どのような工事ですか？

A(1)－3:

モデル工事は、原則として、全ての工事を対象とします。ただし、次に掲げる工事はモデル工事
としない場合があります。

- (1) 緊急を要する工事(災害復旧工事(緊急随契を行うような工事)、応急工事等)
- (2) 対象期間が1週間未満の土木工事及び1カ月未満の営繕工事
- (3) その他、週休2日の実施が困難な工事

Q(1)－4. 週休2日(4週8休)以上を確保して施工した結果、当初の工期内に完了しそうにあり
ません。工期延期はしてもらえますか？

A(1)－4:

本市発注工事は、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期
間等に加え、週休2日の実施に係る事務処理期間を上乗せして算定しているため、週休2日の確
保を理由とした工期延期は認められません。なお、受注者の責によらない状況が生じた場合
については、「鴻巣市建設工事設計変更ガイドライン」に基づき、受発注者が協議のうえ適切な工期
の延長を行うことは可能です。

Q(1)－5. 週休2日制モデル工事における用語の定義を教えてください。

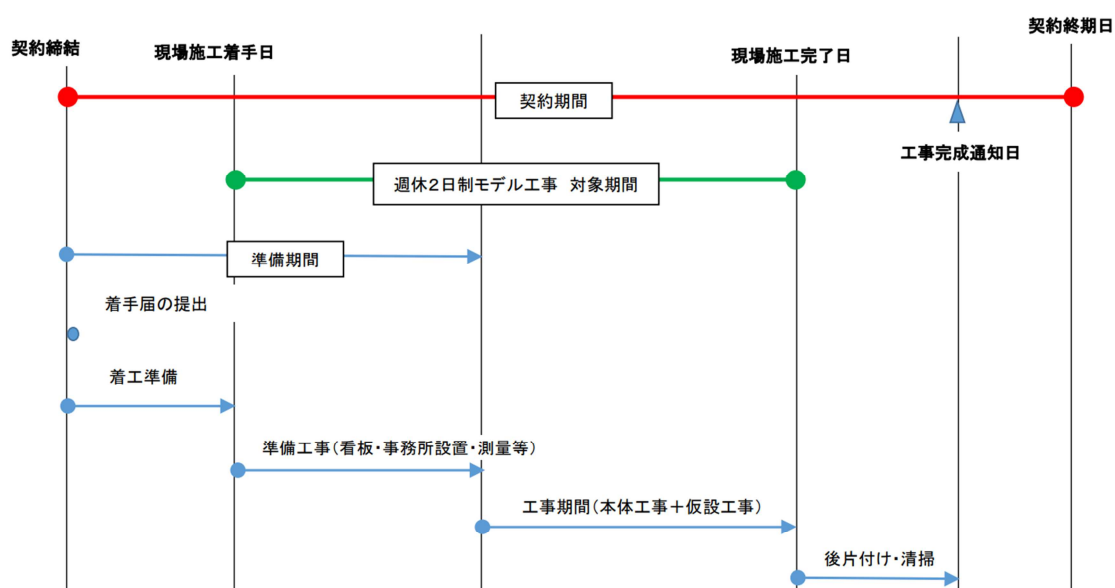
A(1)－5:

用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
月単位の週休2日	対象期間において全ての月で4週8休以上の現場閉所率(対象期間内の現場閉所日の日数を対象 期間の日数で除することにより算定した割合)を達成された状態
通期の週休2日	対象期間において4週8休以上の現場閉所率(対象期間内の現場閉所日の日数を対象期間の日 数で除することにより算定した割合)を達成された状態
対象期間	現場施工着手日から現場施工完了日までの期間※下図参照(詳細な条件等は要領参照)
現場閉所	対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場及び現場事務所が閉所された 状態
現場閉所日	対象期間中に現場閉所(現場休息)を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日

4週8休以上	現場閉所型:対象期間内の現場閉所の日数の割合が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態 交代制:対象期間内における平均休日率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態
現場施工着手日	実際の工事のための準備工事(工事看板設置、現場事務所設置、測量、資機材搬入等)の開始日
現場施工完了日	後片付け・清掃を除いた現場作業が完了した日
準備工事	現場施工着手日から看板、事務所設置、測量、資材搬入等を行う期間
本体工事	設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事

【概略図】



Q(1)－6. 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用することとあるが、補正係数はどこにありますか？

A(1)－6:本市の発注する建設工事は原則として、埼玉県市場単価方式及び土木標準単価に準じた積算をしております。詳細については埼玉県のHPに掲載されておりますので、以下を参照してください。

(リンク先)<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkeitankahyou.html>

(2) 休日の取得方法について

Q(2)－1. 休日確保は、土・日でないといけないのでしょうか？

A(2)－1:

休日は毎週、暦上の土曜日・日曜日を定常的に取得することが望ましいです。なお、現場閉所型については、対象期間において全ての月で4週8休以上を達成することを原則としております。

現場の状況により、土曜日・日曜日に取得することが難しい場合には、前後の7日以内で休日確保し、前後の週内で休日が確保できない場合については、前後4週を目途に休日確保するようにしてください。

Q(2)－2. 祝日を現場閉所日とした場合、現場閉所日にカウントしてよいのでしょうか？

A(2)－2:

建設業の働き方改革を推進する観点から、祝日は休日とすることを原則とし、現場閉所日及び対象期間にカウントしません。なお、現場閉所日（予定）日が関係機関との協議により、やむを得ず作業日となった場合などについては、振替閉所日に充てることを可能とし、現場閉所日及び対象期間にカウントします。

Q(2)－3. 年末年始、夏季休暇などは対象期間に含めてカウントしますか？

A(2)－3:

年末年始の休暇期間として6日間、夏季休暇の期間として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間ほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は対象期間に含めてカウントしません。

Q(2)－4. 地元の調整や大雨などの天候不順などにより、予定外の休工とする場合はどのようにすればよいですか？

A(2)－4:

施工計画書に記載した休日以外に現場閉所を行う場合は、事前に監督員に対して現場閉所を行う旨の連絡を、電子メールなどの後日において確認できる方法にて行ってください。

Q(2)－5. 予定外の天候の影響により、午後から休日としてカウントしたいのですが可能ですか？

A(2)－5:

天候の影響や地元の緊急工事等による予定外の現場閉所(1日を通しての閉所)については、現場閉所日としてカウントできますが、午前あるいは午後のみ(半日＝0.5日)というカウントはできません。

Q(2)－6. 平日に悪天候で現場閉所し、現場代理人や監理技術者等が会社で事務を行った場合は現場閉所日としてカウントできますか？

A(2)－6:

「現場閉所日」は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するため、「現場閉所日」としてカウントすることはできません。

Q(2)－7. 夜間や休日などに交通開放せず、交通誘導員を配置した場合は現場閉所とみなしてよいですか？

A(2)－7:

現場作業が伴わない場合(巡回パトロールや保守点検等、現場管理において必要となる作業のみを行う場合も含む)は、現場閉所とみなします。

Q(2)－8. 交代制による休日確保の対象者はどこまでですか？

A(2)－8:

施工体制上の元請け・下請けの全ての技術者、技能労働者及び現場代理人を対象と対象にしています。建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人(測量業者、資材業者、警備業者、運搬業者等)については対象外となります。

以上